

請求の範囲

- [請求項1] (A) 成分：縮合リン酸、フィチン酸、及びそれらの塩から選ばれる1種以上、並びに
- (B) 成分：(N－(2－(2－ピリジニル)エチル)－2－イソプロピル－5－メチルシクロヘキサンカルボキサミド)を含有する口腔用組成物。
- [請求項2] (A) 成分が、ピロリン酸、トリポリリン酸、ヘキサメタリン酸、ウルトラリン酸、フィチン酸、及びそれらの塩から選ばれる1種以上である請求項1に記載の口腔用組成物。
- [請求項3] (A) 成分の量が0.05～2質量%である請求項1又は2に記載の口腔用組成物。
- [請求項4] (B) 成分の量が0.00001～0.01質量%である請求項1～3のいずれか1項に記載の口腔用組成物。
- [請求項5] (C) 成分：炭素原子数3～6の有機酸及びその塩から選ばれる1種以上をさらに含有する請求項1～4のいずれか1項に記載の口腔用組成物。
- [請求項6] (C) 成分が、リンゴ酸、酒石酸、クエン酸、乳酸、コハク酸、フマル酸、及びそれらの塩から選ばれる1種以上である請求項5に記載の口腔用組成物。
- [請求項7] (C) 成分の量が0.05～3質量%である請求項5又は6に記載の口腔用組成物。
- [請求項8] 液体口腔用組成物である、請求項1～7のいずれか1項に記載の口腔用組成物。
- [請求項9] (N－(2－(2－ピリジニル)エチル)－2－イソプロピル－5－メチルシクロヘキサンカルボキサミド)を含有する、口腔用組成物の刺激成分の刺激緩和剤。
- [請求項10] 刺激成分が、縮合リン酸、フィチン酸、及びそれらの塩から選ばれる1種以上である請求項9に記載の刺激緩和剤。

[請求項11] 刺激成分及び（N－（2－（2－ピリジニル）エチル）－2－イソ
 プロピル－5－メチルシクロヘキサンカルボキサミド）を含有する口
 腔用組成物。